離婚の際に称していた氏を称する届の記入例
（戸籍法77条の2の届）

（離婚届を出した後に届け出る場合）

※婚姻中の氏は「加西」。離婚時に婚姻前の「兵庫」の氏に戻った後に、婚姻中の氏「加西」を称する場合。

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日
送付 令和 年 月 日 第 号	長印
書類調査 / 戸籍記載 / 記載調査 / 附票 / 住民票 / 通知	

離婚の際に称していた氏を称する届
（戸籍法77条の2の届）

令和 年 月 日届出

兵庫県加西市 長殿

届出する年月日を記入してください。

現在の氏名を書きます。

現在の本籍・筆頭者氏名を書きます。

変更後の本籍をどこに定めるかを書きます。

婚姻中の本人の氏名を書きます。

[1]	（よみかた）離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	（現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚届の氏名） 氏：ひょうご　名：はなこ 兵庫　花子　昭和58 年 7 月 29 日生
[2]	住所（住民登録をしているところ） 世帯主の氏名	兵庫県加西市北条町横尾1000番地の1 （よみかた）かさい いちろう 加西　一郎
[3]	本籍	（離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍） 兵庫県加西市北条町横尾1000 番地 番 筆頭者の氏名：兵庫　花子
[4]	（よみかた）氏	変更前（現在称している氏）：変更前の氏　兵庫 変更後（離婚の際称していた氏）：かさい　加西 変更後の氏（婚姻中の氏）
[5]	離婚年月日	令和元 年 5 月 1 日
[6]	離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	（(3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がない場合には記載する必要はありません） 兵庫県加西市北条町栗田66 番地 番 筆頭者の氏名：加西　花子
[7]	その他	
[8]	届出人署名（※押印は任意）（変更前の氏名）	兵庫　花子　印

協議離婚のときは届出日
裁判離婚のときは
- 審判または判決の確定日
- 調停または和解の成立日
- 請求の認諾の日

現在の本人の氏名を書きます。

連絡先	電話 090 （1111）1111 自宅・勤務先［　］・携帯

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

提出期間は、離婚の日から3カ月以内に限られます。

また、家庭裁判所の許可も必要としません。

（3カ月を過ぎた場合は家庭裁判所の許可が必要です。）

※ただし、戸籍法77条の2の届出をされた方が元の氏に戻る場合は、家庭裁判所の許可が必要になります。

離婚届の記入例（協議離婚で戸籍法77条の2の届を同時に提出する場合）

届出する年月日を記入してください。

離　婚　届

令和　年　月　日届出

加西市　長　殿

受理 令和　年　月　日 第　号	発送 令和　年　月　日
送付 令和　年　月　日 第　号	長印

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

離婚届で住所は変更できません。住所を変更される場合は別に住所の異動届が必要です。

	夫	妻
（よみかた）氏名	かさい（氏）　たろう（名）	かさい（氏）　はなこ（名）
	加西　太郎	加西　花子
生年月日	昭和 56 年 2 月 10 日	昭和 58 年 7 月 29 日
住所（住民登録をしているところ）	兵庫県加西市北条町横尾 1000番地の1	兵庫県加西市北条町横尾 1000番地の1
世帯主の氏名	加西　一郎	加西　一郎
本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	兵庫県加西市北条町横尾1000 番地 番	
筆頭者の氏名	加西　太郎	

父母及び養父母の氏名 父母との続き柄（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）				
夫の父	加西　一郎	続き柄	妻の父	兵庫　二郎	続き柄
母	横尾　春子	長男	母	兵庫　夏子	二女
養父		続き柄	養父		続き柄
養母		養子	養母		養女

離婚の際、未成年の子がいるときは、夫婦のどちらが親権を持つのか、必ず決定をし、子の氏名を書いてください。
なお、この届出では、子の戸籍は移動しません。子の戸籍を移動するためには、家庭裁判所の許可を取得した上で、「入籍届」を提出してください。

離婚の種別	
	☑協議離婚　□和解　年　月　日成立
	□調停　年　月　日成立　□請求の認諾　年　月　日認諾
	□審判　年　月　日確定　□判決　年　月　日確定

婚姻前の氏にもどる者の本籍	
	□夫 は □妻　□もとの戸籍にもどる　□新しい戸籍をつくる
	番地 番　（よみかた）筆頭者の氏名

未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 加西　桜子
同居の期間	平成 24 年 4 月から（同居を始めたとき）　年　月まで（別居したとき）	
別居する前の住所	番地 番　号	

届出時点で同居されている方は、空白で結構です。

別居する前の世帯のおもな仕事と	
	□1　農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
	□2　自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
	□3　企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤務者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
	☑4　3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
	□5　1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
	□6　仕事をしている者のいない世帯
夫婦の職業（国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）	夫の職業　　妻の職業
その他	
届出人署名（※押印は任意）	夫　加西　太郎　印　　妻　加西　花子　印
事件簿番号	

住所を定めた年月日	
夫	年　月　日
妻	年　月　日

連絡先	電話0790（ 42 ）1234 自宅・勤務先（　）・携帯

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

協議離婚のときは、証人として、当事者以外の２人の署名が必要です。
証人は離婚の事実を知っている20歳以上の方に依頼してください。

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名（※押印は任意）	加西　一郎　印	兵庫　夏子　印
生年月日	昭和 19 年 1 月 17 日	昭和 22 年 4 月 21 日
住所	兵庫県加西市北条町横尾 1000番地の1	兵庫県加西市北条町栗田 66番地の1
本籍	兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地 番	兵庫県加西市北条町栗田 66 番地 番

○　引き続き今までの氏を使う場合
・別紙「戸籍法77条の２」の届を離婚届と同時に提出する場合は、離婚届の「婚姻前の氏にもどる者の本籍」欄の記載は不要です。

未成年の子がいる場合は、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。

（面会交流）
☑取決めをしている。
□まだ決めていない。

（養育費の分担）
☑取決めをしている。
取決め方法：（☑公正証書　□それ以外）
□まだ決めていない。

未成年の子がいる場合は、ご記入ください。

お持ちいただくもの

① 離婚届書（1通）

② 婚姻の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）

③ 運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等
※本人確認のため

※住所を変更される方は、別に住所変更の届出が必要です（市外から転入される場合は、転出証明書が必要です。）